

## 法人市民税税率表（所沢市）

### 1. 法人税割の税率

法人等の区分	税率※1	税率※2
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ②保険業法に規定される相互会社 ③法人税割の課税標準となる法人税額が年額400万円を超える法人 （ただし、分割法人については分割前の法人税額が基準となります。 また、事業年度が12ヶ月に満たない場合は法人税額を12ヶ月に 換算して判定してください。）	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{8.4}{100}$
上記以外の法人	$\frac{9.7}{100}$	$\frac{6.0}{100}$

※1 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分の税率。

※2 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分からの税率。

### 2. 均等割の税率

資本金等の額	従業員数	税率（年額）
1千万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円超 ～ 1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円超 ～ 10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円超 ～ 50億円以下	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円超	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

#### ※従業員数

所沢市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員の合計数をいいます。（原則的に非常勤の役員、  
 出向社員、パート、アルバイト等を含みます。）

#### ※均等割の月割計算

事務所等の所在していた期間が1年に満たない場合は月割になります。なお、月数は暦に従って計  
 算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨ててください。（ただし、事業年度が1月に満たな  
 い場合は1月になります。）また、計算は月数を掛けてから12で割ってください。

お問い合わせ先 〒359-8501

埼玉県所沢市並木1丁目1番地の1

所沢市役所市民税課法人市民税担当

TEL 04-2998-9064（直通）